

織田信長の越前再征 — 殲滅・殺戮を考える —

竹間 芳明

はじめに

天正三年（一五七五）八月の越前再征で織田信長は一揆殲滅指令を下し、徹底した大量殺戮が実行された。しかしながら、多くの論者が指摘するように、織田軍による殺戮は、前年の長島一揆攻撃や越前再征時に限ったものではなく、例外はあるものの基本的には対抗・反抗・敵対した勢力に対して行われている^①。その典型例として、魚津城攻撃がある。本能寺の変直前に魚津城は陥落するが、信長は現地の部将に対して、殲滅指令を二度に渡り下している。そして「大将分十三人、其外城中ニ籠候者、一人も不残悉討果申」という結末となった^②。

信長の大量殺戮について長島の「根切」に焦点をしばった播磨良紀氏は、「根切」に至る経緯、背景を詳細に検討し、「根切」は、赦

免をしたにもかかわらず、信長を攻撃し続けた長島一揆に対する最後の成敗であったことを指摘している。その上で、延暦寺・越前一揆でも行われた大量殺戮との共通性や相違点について、また長島一揆とよく似た状況にあった雑賀惣国に対する信長の対応の違いについてなど、さらなる検討の必要性を提起された^③。

本願寺も天正二年（一五七四）八月時点では、「大坂根切之覚悟專用ニ、様子明智可被相談事簡要候」と「根切」対象とされていたが、その結果は赦免されており^④、長島一揆とは異なる。このように、殲滅対象とされていても、明確な差異が確認される。

一方、信長の越前再征時の殲滅・殺戮により、越前一揆・越前本願寺政権は、長島一揆とほぼ同様な末路をたどった。しかし、その経緯・背景は、長島一揆への「根切」と全く同じだったというわけでない。したがって、播磨氏の問題提起を踏まえ、個別に精査する必要があると考える。そこで、小稿では他の事例との比較もふくめ、

越前再征時の殲滅・殺戮の検討を行いたい。

一 朝倉氏滅亡時の殺戮

天正元年（一五七三）八月、信長は朝倉義景を滅ぼした。⁵⁾『信長公記』（巻六）には義景追撃の際に、信長が山中への探索を諸卒にさせ、毎日百人・二百人づつ捕縛連行された一揆共を小姓に命じて際限なく殺害させたことが記されている。この一揆共の詳細は不明であるが、当時朝倉氏と同盟関係にあった加賀一揆の中で対織田戦に当たっていた南二郡（能美郡・江沼郡）の一揆なのだろうか。

確かに信長は、対朝倉戦での大勝利を伝えた同年八月二〇日付上杉謙信宛の書状で、「加州濃美・江沼両郡、此方令惴望相濟候」と加賀南二郡一揆が降伏を申し入れたので、同地域を征圧したと伝えている。⁷⁾しかし、この時加賀南二郡は信長に征圧されてはおらず、⁸⁾多分に戦果を誇張したものである。また、『信長公記』（巻八）は、信長の越前再征時の越前一揆・本願寺政権側の迎撃態勢を詳細に説明しているが、参陣していた加賀一揆勢を「賀州・越州の一揆共」・「加賀衆」・「賀州・越州両国の一揆」と越前一揆とは区別し記しているのである。つまり、朝倉氏滅亡時に際限なく殺害された一揆共は、加賀一揆ではないと判断される。

一揆共が加賀南二郡一揆でないとすると、手がかりは信長が諸卒に指令した山中への探索にあると考える。これに関わり、辻川達夫氏は、『信長公記』（巻五）の記述から、既に元龜三年（一五七二）

七月の浅井長政攻撃時に行われた大吉寺殲滅の際に、寺に逃げ込んだ近郷の住民が一揆とみなされ無差別殺戮対象にされていることを指摘された。⁹⁾

辻川氏が着目した『信長公記』（巻五）の該当箇所では、信長は浅井長政の居城小谷城の周辺地域を焼き払っているが、その中に草野谷が含まれている。草野谷を麓にもつ天台宗の古刹大吉寺は、高所の地形を生かした寺院で要害としての機能を有し防禦施設を構築していた。この時、近里近郷の百姓等が大吉寺に登り避難していたが、全面は險難で攻撃するのは困難だった。そこで信長は麓を襲わせ、夜中に背後の山から攻撃を加え「一揆僧俗数多切捨」て、江北の敵地である琵琶湖の浦・入海を焼払い、竹生嶋を威嚇攻撃したと記されている。

大吉寺は浅井方として攻撃対象にされ、そこにいた者達が殺害されたのである。『信長公記』の記述のように一揆勢が大吉寺と連合して籠もっていた可能性は否定できないが、数多切捨てられた僧俗の中に麓を追われた近隣の避難民が含まれていたことを見逃せない。規模こそ越前再征時の殺戮とは異なるものの、麓を焼かれ避難していた住民が殺戮対象となったのである。攻撃で敵対する山上の寺に避難した者は辻川氏の指摘のように悉く一揆とみなされたのである。

大吉寺攻撃の事例から、朝倉義景追撃時に際限なく殺害された一揆共は、山中に逃れたことで一揆とみなされた蓋然性が高い。一方で、「朝倉始末記」では、信長が府中に着陣する前に、「足軽大将羽

柴・柴田三千余騎、馬ヲ静テ馳来ガ、近辺ノ在家一間ニテモ放火セズ、里民一人ニテモ不誅、誠ニ、聞シニ替テ有道ナリケリ」とあり、放火・乱暴狼藉・殺戮が全く行われず噂に違い、暴虐非道な振舞いがなかったと記している。

この異なった対応の理由について、信長に降った朝倉氏旧臣魚住景固が嫡男を通じて「国中ニ御敵一人モ無御座候、急ギ先ヅ府中表へ可被成御進発」と注進をしたとの同書の内容や、先の上杉謙信宛書状で、「苻中ニ陳居候処ニ、義景明一乗、大野郡引退候条、彼谷初国中放火候事、今日先勢差越、義景楯籠所之及行候、大略可討果模様ニ候」(傍線筆者)と書かれていることから、紐解くことができよう。

府中は既に敵がいなく征圧されていたので、信長進駐時に放火・殺戮を免れたが、それ以外の地域は放火され、特に朝倉義景が潜伏する可能性があった場所には、先勢が送られ捕縛・殺戮指令が下されたことを示唆する。信長の嫡男信重(信忠)も、八月二三日付書状で、「去廿日義景落所へ先手之者共押詰」と、先勢が義景を追い詰めたと記しており、この間に、非征圧地域での探索で、大吉寺殲滅戦と同様に、戦禍を逃れ山中に避難した住民が捕らわれ一揆として殺戮対象になったと考えられるのである。

このように、朝倉氏滅亡時の住民に対する殺戮の背景は、非征圧地域特に敵将一行の探索が困難な山中への避難が、敵対行為とみなされたことによるものである。信長にとって、実際に一揆構成員であるかは問題ではなく、敵将追撃時に潜伏先と思われた山中に逃れ

たこと自体が敵対行為となり、一揆共として一括りにされたのだった。

二 一揆蜂起と本願寺政権の成立

越前征圧後、信長は、服属した朝倉氏旧臣を登用し越前支配に当たらせた。その部将同士の対立抗争に乗じて、天正二年(一五八四)一月に「国中ノ一揆」が蜂起する。発端は、信長から越前守護代に任ぜられた前波長俊の専横に反発した富田長繁等国中の諸侍共が、長俊を攻撃し殺害したことである。¹²⁾

同月二七日に興福寺大乘院尋憲にも、「越前国衆搦田播馬守腹切畢、余恣之儀有之間、腹切スル也、更信長へ対シテ非別心由、彼国より信長注進云々」と越前の国衆が桂田長俊を倒したが、信長に対する謀反ではないとの報告がなされたという情報が伝わっている。続いて二月一八日には、「越前ハ無事罷成、飛田信長へ礼ニ罷出、国衆悉以人替出、相しつまり候、可被心安由申」と越前は平穏を取り戻し、富田長繁が信長のもとに参上し、国衆は皆人質を差し出したとの情報もたらされた。「朝倉始末記」にも、「内々信長殿ノ前ヲ償テ、越前ノ守護職ノ一行朱印ヲ取り、舎弟ヲ人質ニ岐阜へ遣シケル由、風聞ス」との記述がされている。

これらの内容は、伝聞の域を超えておらず、真偽の程は不明である。しかし、朝倉義景から離反し信長に降り、織田勢の猛攻による義景のあつけない滅亡を目の当たりにした長繁の本心は、あくまで桂田長俊打倒であり信長に背く意思はなかったことは確かであろう。

この間に、長繁の意思とは関係なく、一揆勢が「北庄ノ奉行信長殿御内三人衆ノ楯籠ル館へ推寄、攻ケル」事態になり、朝倉氏旧臣朝倉景健の仲介で、三人衆は美濃に逃れている。⁽¹⁴⁾まさに、一揆は公然と信長に敵対したのだった。

やがて、加賀から大将として来越した本願寺坊官七里頼周の指揮下で一揆勢は、信長に恭順する長繁との対決姿勢を鮮明にし二月一八日に敗死させる。そのうえ、織田方とみなされた朝倉氏旧臣を攻撃している。このように、一揆は信長との敵対姿勢を一層強めていったのだった。また、同月に本願寺から一揆の総大将として下間頼照が派遣され、その後一揆勢は越前嶺北部を征圧し、越前本願寺政権が成立する。⁽¹⁵⁾

本願寺坊官下間正秀は六月二九日付興敬寺宛の書状で、本願寺の同盟者武田勝頼による高天神城攻撃の状況報告がなされたことを謝し、「越前表之儀、一国平均存分ニ被仰付候間、別而可御心安候」と伝えている。⁽¹⁶⁾本願寺は、対織田戦の一環として武田氏と連携して、越前を平定し領国化したという認識を持ったのである。逆に、信長にとっては、朝倉氏を滅ぼし領国とした越前を、一揆と本願寺に奪い取られたことを意味していた。

信長は高天神城救援に際し、西美濃の根尾氏・徳山氏に対して、「越州之一揆等」の侵攻に備えることを命じている。⁽¹⁷⁾越前一揆が本願寺・長島一揆・武田氏と連携し、美濃に侵攻することが、かなりの現実味を帯びており、危機感を抱いていたことを窺わせる。奪われた越前で一揆勢が侮れない軍事力を持つと認識していたうえで指令がな

されたとみなせよう。

長島一揆・越前一揆の牽制が少なからず影響し、結果的に高天神城救援は失敗する。このように長島一揆と越前一揆・越前本願寺政権は、信長にとって軍事行動に支障をもたらす敵対勢力であるという共通点をもっていた。しかし、越前は信長が平定した領国だったという、長島との相違点にも留意せねばならない。すなわち、奪回すべき対象だったのである。それは、武田氏に陥落された東美濃の岩村城も同様である。岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行された。信長は、徳川家康に岩村城落城を伝えた書状で、

就岩村城落居、書中披見珍重候、秋山事引寄、今日掛磔候、其外籠城者共不殘刎首、近來之散鬱憤候、

と城将秋山信友を岐阜で磔刑に処し城兵を殲滅して、ちかごろの鬱憤を散じたと述べている。⁽¹⁹⁾『信長公記』（巻八）でも、降伏の申出を承諾した後に、秋山等城将三名を捕らえ岐阜に連行し磔刑にし、城を攻撃して残党は全て焼き殺したと記している。相手が一揆であるか否かに関わらず、領国や城の奪回に当たり、殲滅戦を敢行したのだった。加えて長島とは異なり信長は、当初から越前一揆・越前本願寺政権と岩村城兵を殲滅させるという強い意思をもっていたのである。⁽²⁰⁾

三 越前再征時の赦免と成敗

天正二年（一五七四）九月の長島陥落、翌三年（一五七五）五月の

長篠合戦大勝利で、信長は越前再征に本格的に取りかかる。この時点で、越前一揆・越前本願寺政権は、有力な同盟者を失い、加賀一揆以外の軍事支援を望むことは不可能であった。

八月一日に織田勢の攻撃が開始される。翌日迄に「一國平均二申付」て、一七日には「山々谷々尋搜可打果候」という戦況だった。²¹⁾一八日以後も、一揆の残党掃討は続けられ、信長は二二日付村井貞勝宛書状で、その内容を詳細に伝えている。²²⁾同書状の七カ条目には、例外的に赦免に関わる内容が記されている。そこで、成敗の典型例である三カ条目と比べてみよう。

「三カ条目」

一、朝倉孫三郎風尾要害楯籠、色々雖令懇望候不赦免、昨日廿一、生害させ候、彼等被官金子兄弟以下首をはね候、朝倉氏旧臣朝倉景健が風尾に楯籠もり、降伏を申出て赦免を乞うてきたが認めず殺害し、その家来金子兄弟以下の首を刎ねている。

朝倉景健の末路は、『信長公記』(巻八)でも記述がある。その内容は、下間筑後・下間和泉・専修寺が山林に隠れていたところを見つけて首を斬り、これを持参して赦免を嘆願したが、信長に赦されず殺害された。それを見た家来の金子新丞父子・山内源右衛門三名が追腹を切ったとする。しかし、同書状六カ条目で、下間頼照について「此方へ忠節之者、くひをきり到来候、誠氣を御んし候」と書いており、信長自身は、朝倉景健により討取られたとの認識は持っていない。ちなみに、下間頼照を討取ったのは、本願寺門末と激しく対立していた真宗高田派黒目称名寺の門徒である。一揆掃討・殲滅戦が進行

する中で情報が錯綜し、作者太田牛一が錯誤をおかした可能性があるが、²⁴⁾いづれにせよ、赦免されなかったことは確かである。

朝倉景健は、前年の天正二年(一五七四)七月二〇日に高田専修寺や朝倉氏旧臣堀江景忠等とともに、信長から「越州出馬之刻、可抽忠節之由、尤神妙候、依忠節知行方如望可宛行之状如件」との黒印状を発給されていた。²⁵⁾

一揆蜂起以来、二人とも一揆に加担したが、²⁶⁾織田方の調略で内応することを約束していたのである。しかも、二節で触れたように、一揆勢が信長配下の北庄三人衆を攻撃した際には、景健が仲人となり、彼等を無事に美濃に脱出させている。²⁷⁾

一方、堀江景忠は、越前本願寺政権の首脳部に信長への内応を察知されず、対織田戦の重要防禦陣地である杉津口に配備されていた。織田勢の攻撃が開始された八月一日には、真つ先に堀江一族等が寝返り、一揆勢を攻撃したという。²⁸⁾

その後、堀江景忠と本願寺末寺小黒西光寺は、これまでの弁明が聞き入れられ、信長から赦免された。管見では、越前再征時に本願寺門末で弁明により赦免されたのは小黒西光寺一例のみである。しかも、その具体的な内容・経緯は不明である。²⁹⁾ともあれ、弁明の内容次第では信長が赦免することもあったことがわかる。しかも、その後堀江景忠は信長から南加賀に構築した城に配備されるなど、信長配下の部将となっている。³⁰⁾

しかし、それまでの朝倉景健と堀江景忠の動向は、ほぼ同じであり明確な差異があったとはいえない。これに関連し、信長に敵対し

続け長島一揆にも参加していたが、長島陥落後に降り信長配下の部将となった斎藤氏旧臣日禰野弘就・盛就兄弟も、³¹⁾ 赦免された理由は不明である。特に弟盛就は、永禄一二年（一五六九）六月時点では、信長に内応した斎藤氏旧臣稲葉貞通の与力として信長の配下であり、³²⁾ その後反逆したことが知られる。日禰野兄弟も、堀江景忠と同様に、信長に敵対する一揆に加担したが生き延び、信長の家臣となっているのである。

日禰野兄弟と対比しても、朝倉景健を赦免しなかった理由は判然としない。赦免と成敗の判断基準は、必ずしも明確なものであったとはいえないのである。

さて、越前に来援していた本願寺政権の有力部将若林長門について、討取ったとしてその首が信長のもとに届けられたが、「若林仮名可書候へ共、その名ニまされ候て、如何之間不書候、定くせものにて候間、不可有隠候」と本人確認の徹底を図っている。³³⁾ 一揆・本願寺政権の支配層に対しては、一貫して厳格な態度で臨み必ず討取るという強い執念をもっていたのだ。では、他の来援者にはどのような対応をしたのだろうか。

〔七カ条目〕

一、加賀事、口二郡悉敗北歟、河北・石川両郡之者共、十余人以連署種々令懇望、自大坂下置候もの共悉生害させ、為忠節可罷出之由申候間、申所無相違者、可相免之由申、遣朱印候間、是又相済候、能登・越中事不及申、賀州相済候間、是又同前候、加賀北二郡（河北・石川）の者共十余人が赦しを乞い、本願寺上

使を全て殺害したうえで、忠節をつくすために参上したいと申し出てきた。そこで信長は、申すことに偽りがなければ赦免する旨の朱印状を与えたとしている。

一揆・本願寺政権の支配層の殺害を条件に、加賀北二郡一揆の者を赦す意思があったことを示している。信長は加賀全域を平定したと述べているが、実際は南二郡（能美・江沼）を征圧したにとどまり、それも完全に屈服させたわけではない。日を経ずして九月には、北二郡一揆勢が織田勢に攻撃をしかけ撃退されている。³⁴⁾

次なる征服目標だった加賀の者に対しては、たとえ越前一揆に加勢し敵対していたとしても降伏する場合は、侵攻作戦を優位に進めるために、赦免対象にしたのだろうか。すなわち、未征服地の内応者・降伏者には寛大さを示したともみなしうる。ただ、九月一四日には賀越両国の諸侍が、帰参の礼に信長のもとを訪れており、未征服地の加賀だけでなく領国だった越前の侍も服属を認められているのである。彼等の帰参許可理由も不明である。³⁵⁾ ここでも、朝倉景健を赦さず成敗し、その外の帰参した越前の侍を赦免した判断基準は判然としない。一揆に対する苛酷な殲滅指令を下した一方で、このように恣意的な対応がなされていたのだ。

三カ条目と七カ条目から、赦免・成敗の判断基準が、必ずしも明確ではないことを確認したが、越前支配を再構築するにあたり信長の基本姿勢が、同書状八カ条目と九カ条目に具体的に記されている。次にこの基本姿勢について考えたい。

四 再征時の基本姿勢

〔八カ条目〕

一、当国事、去々年者大谷ニ浅井相残候間、爰元事急打帰候つる、今度者隙入かたも無之候間、ゆるくと令逗留、ふしおきのせざる様ニ可申付候、然間、いまた五十日も卅日も可逗留行候、

〔九カ条目〕

(前略)くれく此国ニハ敵一人も無之候、加賀・能登・越中
同前候間、隙入事無之候へ共、国之成敗其外之儀、慥為可申付
逗留候、東国・西国何之口成共、少も敵蜂起事も候者、可出馬
令分別候、可成其意候、

朝倉義景滅亡後の越前仕置が不十分だったことを、信長自身が強く認識しており、二度と反抗する者が出ないように時間をかけて支配体制の再構築を行うとしている。そのうえで、越前国内で敵は全く存在せず、今後、東国・西国のどこであろうと敵対する者が蜂起すれば、出馬を指令し倒す決意を伝えている。

征圧地域(加賀・能登・越中)については多分に誇張を含んでいるが、自分に反抗・敵対する者は、絶対に容赦しないという基本姿勢を示していることが知られる。

ところで、本願寺門徒である木田庄橘屋とその一族は、一揆蜂起時に「国令退出」、「能州へ被立退」という行動により、還住を認められた。しかし、同時に橘屋に対し、「左候共大坂門徒之衆ハ不可

有許容候」と一揆の中心とみなされた本願寺門徒は成敗対象として赦さないという通達がなされている。³⁶⁾

金龍静氏は、橘屋は現地を退くことで、本願寺・末寺に出仕勤役をしえなくなり、結果として本願寺とは無関係であるとの証明となり処罰を回避できた指摘する。しかし、一揆蜂起時に国外に退去する余裕がなかった住民は、誰が出仕者が明確に判別することができない状況下で、本願寺門徒とみなされ成敗対象にされることとなる。³⁷⁾

本願寺坊官・大坊支配下の門末と非門徒が混在する中で、一揆蜂起時以降、他国に逃れていたか否かが判別基準とされたのだった。まさに織田勢の攻撃時に居住地に残っていたこと自体が、本願寺門末とみなされ敵対行為とされたのである。

織田勢による掃討は、寺領河口・坪江両庄の還付を信長に要請するため越前に下向していた興福寺大乘院尋憲が目撃している。八月二十九日に、一揆残党の山狩から戻った原田直政の陣所を訪れたところ、「山狩テ一揆共切ステ仕数ノシルシニハ、鼻ソキテ持来、其外二百余生取テ来、陣屋ノ西ノ田ニテ悉以首切」という場面に遭遇する。その日は尋憲の父二条尹房の二五回忌命日の当日であり、「多首切所へ行合事、シカシナカラ後大染金剛院之御事、一入隣ニ覚テ、彼河口十郷并坪江庄上下郷百姓等モライ免除サセタク思」信長へ免除制札発給を依頼するために奔走することになる。³⁸⁾

山狩指令については、『信長公記』(巻八)でも、一揆残党が取るものも取りあえず右往左往に山々に逃げ上ったので、山林を探索し男女の区別なく斬捨てるように命令が下されたと記されている。

ここで、一節で検討した大吉寺殲滅・朝倉義景追撃時との共通点をみいだすことができよう。山に逃れたこと自体が、本願寺門徒Ⅱ一揆構成員であることとされ、男女の区別なく成敗・殺戮対象になったのだった。これは、天正九年（一五八二）九月の伊賀平定戦でも確認される。この時も、

最初ハ堅固ニ相拘旨、雖沙汰在之猛勢不叶由也、剝彼国牢人衆山中在々ニ漸々ワニノ口ヲノカレ、身ヲ隠ス処ニ、順慶許要曲事旨嚴重ニ被申間、乍不便山中衆へ討可被出由被申觸間、不依男女老若、俗在出家ヲ不云、頸数ニ被討出間、日々ニ五百・三百被刎首、五三日中ハ言語同断、浅間敷次第也、余ニ無尽期由ニテ先以停止旨口遊云々、³⁹⁾

と信長から徹底的な牢人衆の掃討指令が下され、山に逃れた住民が老若男女・僧俗の区別なく無差別に殺戮され首を刎ねられているのである。

尋憲による助命嘆願により、朱印銭を支払うことで九月三日に河口庄十郷・坪江庄上郷の百姓の免除制札が交付されることになった。（坪江庄下郷宛の制札は、まだ作成されていなかった）翌日に制札を住民に渡そうとしたが、両庄は「悉家ヤケ候故ニ、人在所ニ一人モ無之」であった。九月九日時点にいたっても、河口庄十郷のうち新庄郷は「色々在所尋廻候へ共、一人茂無之」、細呂宜郷は「是又一人茂郷人相ナヲラス候、殊賀州路次ニテ陣取未候間、郷人ハ一人茂有間敷候」という状況だった。⁴⁰⁾

細呂宜郷には、反本願寺派の拠点真宗高田派熊坂専修寺があり、

既にその門徒の還住を命じた菅屋長行の判物と信長の禁制が発給されていたが、彼等を含めた住民が避難し続け還住していなかったことがわかる。つまり先の金龍氏の指摘のように、本願寺門末であるか否かの明確な識別ができない中で、一揆に加担していなかった反本願寺派の住民までもが攻撃にさらされていたのである。

その後、尋憲は奈良へ戻るにあたり、河口庄十郷寺庵百姓中宛に以下の折紙を遣わした。

今度河口庄十郷百姓等免除之事、南都（從）大乘院殿被仰出、信長御朱印調被下候、任此旨早々各可致還住者也、仍御下知如件、⁴¹⁾

尋憲が助命のために奔走し還住を促したのは、折紙の宛所の河口庄十郷の「寺庵百姓中」であり、その中に本願寺門徒が多数いたとしても、全ての住民が本願寺門徒だったと断定はできず、寺庵も本願寺の末寺・道場だけではあるまい。この折紙からも、反本願寺派・非本願寺派門徒を含む住民が戦禍を被っていたことが知られる。先の小黒西光寺・堀江景忠とは異なり、弁明の機会さえ与えられなかった多数の住民が被害に遭い殺戮されたのだった。

信長の越前再征の情報伝え聞いた興福寺多聞院英俊は、「コ、ニテ五百・六百、後ニテ五百・千、此手ニテ二百・三百討捕、五十人・六十人ツ、生捕テ刎首、或ハ男女老若不論撫切、一国大旨討殺了、扱モ数万殺害ノ罪如何為之」と驚愕し、無差別殺戮を批判している。英俊は、信長の北陸平定（不正確で誇張された内容であるが）について、「抑頼朝以来ハ不可在之歟、希代ノ事也」と感嘆しつつも、罪無き多数の住民が撫切されたと認識しているのである。⁴²⁾

この節では、奪回した越前で、敵対・反抗勢力を赦さず徹底的に壊滅させるといふ信長の基本姿勢の下で、多くの住民が敵＝本願寺門徒とみなされ攻撃・殺戮されたことをみてきた。掃討戦による無差別殺戮が進行する中で、前節で確認した小黒西光寺の赦免は、例外的措置としてとらえるべきであろう。信長の主眼は、あくまで敵対勢力の根絶であり、それは九カ条目に記されたように越前再征のみならず、その後の敵対勢力に対する姿勢でもあったのである。

五 殲滅戦実行の有無・成否とその効果

越前再征以降、信長は敵対勢力の根絶を基本姿勢として示したが、播磨良紀氏が指摘するように元龜二年（一五七二）・天正元年（一五七三）の第一次・第二次長島攻撃や天正五年（一五七七）の雑賀攻撃のように、成敗が直ちに殲滅戦に至らない事例もあった⁽⁴⁴⁾。それは大吉寺殲滅がおこなわれた前年の元龜二年（一五七二）の小川城・金森城攻撃の際にもみられた。

両城は織田勢の猛攻・包囲により、それぞれ九月一日と三日に落城したが、信長は人質を差し出した城將の降伏を認め赦免している。特に金森城は江南一揆の拠点であり、城將は本願寺から派遣された川那辺秀政だった。しかし、その数日後の一二日には比叡山が焼討ちにされる⁽⁴⁵⁾。両城の赦免は、この比叡山攻撃との関連性から捉えるべきである。

八月一八日に岐阜から出陣した信長は比叡山攻撃を主眼としてお

り、途中の敵方の城攻撃で兵の損耗や時間を費やすことは無駄となり極力回避したかっただろう。敵対勢力を多方面に抱える中で、個別撃破を成功させるためには、投入する兵力の集中を計らねばならない。

第二次長島攻撃においても、信長は南伊勢大湊の船の徴発を試みるが、大湊は容易に応じず遅々として進まなかった。この時の信長の出陣目的は桑名周辺の北伊勢平定であり、大湊の態度に対して「以外御腹立」し、北畠具教を通じて従わねば成敗すると警告しつつも攻撃はしていない。この北伊勢からの帰陣途中に、信長は長島一揆勢に攻撃され殿の林新次郎が討死する。その上、当時大湊は、今川氏真から預かっていた茶湯道具を売り渡すよう信長に命じられていたが、体よく言いのがれをしている⁽⁴⁶⁾。

既に南伊勢への織田勢の侵攻は、永祿二二年（一五六九）におこなわれていた。しかし、大軍を擁しつつも、大河内城に拠る前国司北畠具教・国司具房父子の頑強な抵抗にあい、大河内城の明け渡しと信長の次男を具房の養子にすることで和睦が成立していた。結局、軍事侵攻では南伊勢を完全に征圧することはできず、天正四年（一五七六）に北畠具教一族を謀殺することで反抗勢力を一掃したのである⁽⁴⁷⁾。

小島廣次氏の分析によれば、大湊が信長の支配下に完全にはいるのは、天正三年（一五七五）以後である⁽⁴⁸⁾。南伊勢の状況を勘案すれば、第二次長島攻撃時点では、非協力的な大湊を攻撃し征圧する余力は信長にはなかったと判断されよう。

小川城・金森城や大湊への対応は、その時点で軍事作戦上、信長が専念すべき殲滅・征圧対象となっていなかったことが要因として考えられた。しかし、南伊勢を支配する北畠氏は、当初から攻撃目標となっていたが、殲滅・征圧が必ずしも成功してはいない。それは、本願寺・雑賀攻撃でも同様である。

比叡山焼討ち・第三次長島侵攻・越前再征・伊賀侵攻で殲滅戦は成功したものの、南伊勢侵攻・本願寺攻撃・雑賀攻撃では決行できなかつた。その成否の鍵は、戦況や対局的な形勢にあつたといえる。大軍で殲滅すべき敵を攻撃しても、相手が思いの外強く苦戦し戦闘が長引いたり、他の敵対勢力の動向が気掛かりな場合、殲滅戦に兵を集中させることはできない³⁹。

多方面作戦を展開するなかで、圧倒的に優勢な状況下において殲滅戦が可能となつたのである。武田方の岩村城・高天神城や上杉方の魚津城に対しても、それぞれ本国からの救援が望めないという絶望的な状況下で、孤立した城兵の殲滅が実行されている⁴⁰。

敵対勢力の根絶という殲滅戦の効果については、長島陥落後に住民が織田方の長島城普請に非協力的な態度を示し抵抗を続けていたことが紹介されている⁴¹。

越前でも一揆残党が不穏な動きをしており再征後の翌年五月に蜂起し、前田利家により千人ほどが生捕りにされ、磔・火焙・釜煎りの刑に処せられている⁴²。また、大野郡では嶋田将監等が抗戦を継続していた⁴³。

殲滅・殺戮後の抵抗・抗戦継続は、信長に反逆した部將の配下の

城でも確認される。

天正六年（一五七八）の荒木村重離反の際に、織田勢は荒木方の花隈城を包囲したうえで、兵庫へ打入り僧俗男女の区別無く投役に切殺し、堂塔・伽藍・仏像・経巻の全てを焼払い、須磨・一の谷まで放火した。翌天正七年（一五七九）九月、村重は居城有岡城から尼崎城に移った⁴⁴。

有岡城は一月に落城するが、交渉で助命条件とした尼崎・花隈両城の引き渡しを村重が拒絶したため、翌月、人質として残された村重の一族・家臣が多数惨殺される⁴⁵。しかし、既に信長に反発する摂津西部の百姓が荒木方に呼応しており、尼崎・花隈両城は天正八年（一五八〇）まで抗戦を続け、花隈城は七月にようやく落城している⁴⁷。

周辺の住民が放火・殺戮され、村重の一族・家臣が反逆の見せしめとして惨殺されたが、容易には降らなかつたのである。信長にとつて両城の陥落は重要案件であつたが、惨殺・殺戮がかえつて城兵や摂津西部の百姓の態度を硬化させたといえよう⁴⁸。

神田千里氏は、伊達政宗が小手森城攻略時に女性・子供・犬までも無切りにしたと最上義光宛書状で記した無差別殺戮を、大名同士の間戦における皆殺しの一例として提示している。そのうえで、殺戮そのものが目的ではなく、他の敵方の城を降参させるために有効なアピール性のある戦法だつたと指摘する。そして、信長による村重の一族・家臣の惨殺も同様なものとして言及している⁴⁹。

しかし、尼崎城・花隈城攻撃では、アピールの効果は全く確認で

きない。また、中田正光氏は城跡踏査を踏まえたうえで、小手森城への集中攻撃自体の戦略的效果を認めつつも、撫切りは領有後の徴税関係が成立しなくなるなど支配破綻を来す愚行であるとし、あくまで誇大宣伝としてとらえ実行はされていないとしている⁶¹。中田氏の指摘のように、南奥州において諸勢力が混在する中で領国拡大を計る政宗の小手森城攻撃を、信長の村重一族・家臣惨殺と同列に扱うことはできない。

越前や花隈城の事例からすれば、最終的に征庄に至ったものの、殲滅・殺戮が即効性をもったとはいえない⁶²。天野忠幸氏が指摘するように殲滅・殺戮で信長は鬱憤を散らすことはできたが、戦略的には敵対者を屈服させる有効な手立にはならなかったのである⁶³。

まとめ

越前再征以前から、敵方が籠もったり逃げ込んだ場所に避難していた住民が、敵や一揆とみなされ殺戮された。後年の伊賀平定戦でも同様である。

一方で越前は、信長が敵から奪回せねばならない標的でもあった。そのために、岩村城と同じく当初より殲滅対象とされたのである。

越前再征時には苛酷な殲滅戦が遂行されたが、堀江景忠・本願寺末寺小黒西光寺は赦免され、加賀・越前の諸侍の帰参が認められている。しかし、堀江景忠とほとんど差違のない動きをしていた朝倉景健が赦免されず成敗されるなど、赦免・成敗の判断基準は不明確

であり、恣意的な対応がなされていた。

越前再征を含み殲滅戦の成否の鍵は、戦況や対局的な形勢にあった。圧倒的な兵力をもつて殲滅対象を攻撃しても、相手の迎撃力や他の敵対勢力の動向次第では、殲滅遂行を断念せざるをえなかったのである。

殲滅・殺戮は、威嚇としてある程度の効果はあったものの、越前や花隈城ではかえって敵対勢力の不信心・反発を増幅させていき、有効な戦略だったとはいえない。それは、高天神城城兵殲滅についてもいえる。

高天神城包囲戦終盤の天正九年（二五八二）一月、信長は水野忠重等の軍勢を派兵し、「所詮、号後巻敵彼境目へ打出候ハ、手間不入実否を可付候、然時者、両国を手間不入申付候、自然、後巻を不構、高天神同前ニ小山・滝坂見捨候へハ、以其響駿州之端々小城抑候事不実候」と戦略的観点から城兵の降伏・助命を一切認めないように徳川家康を説得させている。既に家康は信長に従属し事実上家臣化しており、翌月には家康宛に信長から落城間近の高天神城攻撃を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている⁶⁴。

援軍が無く降伏が認められない中、高天神城城兵は三月二二日から打って出て多数が討死にし、翌日には「山くさかし」残党狩が行われた⁶⁵。

高天神城城兵を殲滅させた家康は、その後遠江・駿河の武田方の城を次々と攻略したが、殲滅戦は行っていない。殲滅戦で効果があったのならば、家康自身の判断で敢行し続けただろう。あくまで、高

天神城での殲滅戦は信長の意向に従い行われたのだった。

高天神城陥落の約一年後に武田氏は滅亡する。確かに天正一〇年（一五八二）二月三日の出撃から殆ど抵抗らしい抵抗を受けずに、織田勢は進撃した。しかし、体勢を決したのは、武田氏親族衆木曾義昌の離反である。高天神城城将が降伏の条件としてもに明け渡すと提示した遠江の小山城は高天神城城兵殲滅後も持ちこたえていたが、義昌離反後に城兵が退城している。駿河の田中城・持船城でも義昌離反後に、家康との交戦・交渉を経て開城している。⁽⁶⁶⁾ 義昌の離反決意までの期間を考えれば、離反の理由は高天神城陥落だけではない。小山城・田中城・持船城の城将の決断も同様である。

先述のように、信長は二度に渡り魚津城兵の殲滅指令を下している。二度目の指令が出された時は、上杉氏自身が滅亡の危機に瀕しており、落城は時間の問題だった。そして、本能寺の変の一日後に落城する。⁽⁶⁷⁾

信長頓死後ほどなく上杉氏が魚津城を奪回したが、翌年になり佐々成政は魚津城を再度攻撃し四月以前に陥落させた。この時は、「二之丸悉乗破、裸城付而城中及難儀、小出両城共可明渡之旨、種々依令懇望、魚津・小出両城請取、彼城主須田相模命を助、舟手を送遣候、然上、一国属平均」となった。成政は、落城寸前の魚津城からの降伏の申出を認め、城将須田満親を助命し船で送っている。⁽⁶⁸⁾

越中平定を第一義とした成政にとって、兵力の温存は重要案件であり、強引な攻城は極力避けたかったことは当然考えられよう。しかし、依然、上杉景勝とは敵対関係にありながら、その有力部将須

田満親を助命しわざわざ船で送ったことに注目したい。開城時には上杉方に属していた越中の有澤図書助の子息が捕らわれているのである。⁽⁷⁰⁾

城兵の殲滅を行えた状況下で、あえて避けたとみるべきであろう。効果があれば実行したはずである。成政も家康同様にあくまで信長配下の部将として信長の意向・指令に従い殲滅戦を行ったものの、自身では効果がないと判断したのである。

結局、殲滅・殺戮は、有効な戦略というよりは、それ自身が信長の主目的だったと結論づけられる。

註

- (1) 見瀬和雄「棚木合戦と前田利家―越前小丸城出土文字瓦の理解をめぐって―」(『市史かなざわ』五号、一九九九年)、谷口克広「織田信長合戦全録」(中央公論社、二〇〇二年)二〇六・二一一―二一四頁、池亨「天下統一と朝鮮侵略」・堀新「信長・秀吉の国家構想と天皇」(『日本の時代史一三天下統一と朝鮮侵略戦争』吉川弘文館、二〇〇三年)、池上裕子「織田信長」(吉川弘文館、二〇二二年)二九―三〇・八一―一一三・二七八頁、同「織田信長論三題」(『本郷』一〇三号、吉川弘文館、二〇二三年)など。
- (2) 『新修七尾市史』三武士編、四三号(以下「七尾」と略す)、「佐野てる子家文書」四号(『福井県史』資料編三、以下「福井」と略す)。
- (3) 播磨良紀「織田信長の長島一向一揆攻めと「根切」」(『戦国期の真宗と一向一揆』吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (4) 『愛知県史』資料編一一、一〇四一号(以下「愛知」と略す)、「増訂織田信長文書の研究」八五二号(以下「信長文書」と略す)。

- (5) 『信長公記』巻六、享録以来年代記(『統群書類従』二九下)、『当代記』、朝倉始末記(『蓮如一向一揆』続・日本仏教の思想四)、『岩波書店』一九七二年)、『小川文書』二二号(『福井』二)。
- (6) 『金沢市史』資料編二、五六〇号(以下『金沢』と略す)。
- (7) 『本願寺文書』二二号(『福井』二)。
- (8) 『金沢』五八五・六二二号。
- (9) 辻川達夫『織田信長と越前一向一揆』(誠文堂新光社、一九八九年)一〇一〜一〇二・二四九頁。
- (10) 註(7)。
- (11) 小川文書二二号(『福井』二)。
- (12) 『朝倉始末記』、『信長公記』巻七。
- (13) 『尋憲記』天正二年正月二七日・同年二月一八日条(『大日本史料』一〇一・二〇、五三五頁)。
- (14) 『朝倉始末記』。
- (15) 『山本重信家文書』二二号(『福井』五)、『滝谷寺文書』一三七・一四〇号(『福井』四)、『信長公記』巻七、『朝倉氏末記』。
- (16) 『興敬寺文書』(『大日本史料』一〇一・二三、九頁)。
- (17) 『根尾宗四郎氏所藏文書』二二号(『福井』二)、『佐藤圭』信長時代の徳山氏と越前(『若越郷土研究』四〇巻三号、一九九五年)。
- (18) 『愛知』一〇五六号、『勝授寺文書』二七号(『福井』四)。
- (19) 『愛知』一一四〇号。吉田兼見も信長家臣岡藤孝から「籠城之者悉被討捕也」と城兵の殲滅を聞いている(『兼見卿記』天正三年一月二七日条)。
- (20) 天正三年六月一三日付上杉謙信宛書状で信長は「次信・濃堺目岩村と申要害、從甲州相抱候条取巻候、種々雖令懇望、可攻殺覚悟三候、不赦候」(傍線筆者、『愛知』一一一―一)と書いている。なお、傍線部分を『信長文書』五一八号と『信濃史料』一四巻、一〇七頁では「可攻殺覚悟二候所赦候」と翻刻している。そこで、米沢市立図書館所蔵の同史料(『上杉文書』一四八八「編年文書」)のマイクロフィルム複写で文字を確認した。
- (21) 『信長文書』五三三三号。
- (22) 『信長文書』五三三五号。
- (23) 『称名寺文書』一一二号(『福井』四)。
- (24) 『信長公記』巻八では、既に死んでいる富田長繁が越前再征に参陣している。
- (25) 『法雲寺文書』二九号(『福井』五)。
- (26) 『滝谷寺文書』一三七・一四〇号(『福井』四)、『朝倉始末記』。
- (27) 『朝倉始末記』。
- (28) 『朝倉始末記』。
- (29) 『信長文書』巻八。本願寺末寺円宮寺は、当初一揆と敵対し「法敵」と告発されたが、その後越前本願寺政権に服している(『山本重信家文書』一一号『福井』五)、『勝授寺文書』二二二号『福井』四、松原信之「一向一揆史料断簡文書の発見について」(『若越郷土研究』一三巻六号、一九六九年)。小黒西光寺は、一揆と敵対し続け越前本願寺政権に服さず、国外に退去していたのかもしれない。
- (30) 『滝谷寺文書』一四二号(『福井』四)、『信長公記』巻八、『朝倉始末記』。
- (31) 『愛知』八五五・一〇〇五・一〇〇七号。
- (32) 『信長文書』一八四号。
- (33) 『信長文書』五三三三号。若林長門はその後も生き延び、天正八年(一五八〇)一月に柴田勝家の調略で殺害されている(『信長公記』巻一三)。
- (34) 『信長文書』五三八号、『金沢』六二二号、『信長公記』巻八、註(1)谷口前掲著書一四三〜一四四頁。
- (35) 『信長公記』巻八、関連し、朝倉氏滅亡時の朝倉景鏡と武田氏滅亡時の小山田信茂の動向はほぼ同じであるが、前者は赦免され、後者は成敗され

ている。

- (36) 『橘栄一郎家文書』一〇・二一・七六号(『福井』三)。
- (37) 金龍静『一向一揆論』(吉川弘文館、二〇〇四年)第六章。
- (38) 『越前国相越記』八月二十九日・九月一日・九月三日条、以下「越前」と略す。
〔山田竜治家文書〕『福井』三。
- (39) 『運成院記録』三。
- (40) 『越前』九月二日・九月三日・九月四日・九月九日条。
- (41) 『法雲寺文書』三三・三四号(『福井』五)。
- (42) 『越前』九月一日条。
- (43) 『多聞院日記』天正三年九月三日条。
- (44) 註(3) 播磨前掲論文。
- (45) 『信長公記』巻四、「蒲生文武記」・「堅田本福寺旧記」(『大日本史料』一〇一六、八三五〜八三六頁)、「言継卿記」元龜二年九月二日・九月三日・九月四日・九月五日条、比叡山焼討ちの理由については、註(1) 池上前掲著書八一頁・註(3) 播磨前掲論文・堀新「織田政権論」(『岩波講座日本歴史』一〇近世二)岩波書店、二〇一四年)参照。
- (46) 『三重県史』資料編近世一、四六〜四七号、以下『三重』と略す。
- (47) 『信長公記』巻二、「朝倉始末記」・『三重』一七〜二六号。
- (48) 小島廣次「伊勢大湊と織田政権」(『日本歴史』三三二号、一九七九年、後に『織田政権の研究』(戦国大名論集一七)吉川弘文館、一九八五年に所収)。
- (49) 『和歌山市史』第一巻、九八五頁、註(1) 谷口前掲著書一五二〜一六六頁、同「信長と將軍義昭」(中央公論新社、二〇一四年)四九〜五七頁、鈴木真哉「戦国鉄砲・傭兵隊」(平凡社、二〇〇四年)一一四〜一二八頁。
- (50) 『信長公記』巻八・一四・『七尾』五四号、「佐野てる子家文書」四号(『福井』三)。
- (51) 藤木久志『日本の歴史』二五巻 織田・豊臣政権(小学館、一九七五年)
- 五六〜五七頁、註(37) 金龍前掲著書二九一〜二九二頁、註(3) 播磨前掲論文。
- (52) 「称名寺文書」二号(『福井』四)、「法雲寺文書」四〇号(『福井』五)、「稱名寺文書」九号(『福井』七)、小丸城跡出土瓦(味真野史跡保存会所蔵)。
- (53) 「小嶋吉右衛門家文書」五号、「長勝寺文書」、「西念寺文書」一・二号(『福井』七)。
- (54) 『信長公記』巻一・二、「乃美文書」一〇一号(『新熊本市史』史料編二)。
天野忠幸氏は、村重の移動の理由を、単身で逃亡するためではなく、毛利氏や雑賀衆の援軍を得て劣勢な戦況を立て直すためであったと考証している。(天野忠幸「荒木村重の戦いと尼崎城」尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』一一四号、二〇一四年、同「信長を見限った者たちは、なにを考えていたのか」日本史料研究会編『信長研究の最新線』ここまでわかった「革新者」の肖像』洋泉社、二〇一四年)。
- (55) 『信長公記』巻二、「兼見卿記」天正七年二月二日・二月三日・二月四日・二月六日条、「多聞院日記」天正七年二月一日条、「享禄以来年代記」。
- (56) 註(54) 天野前掲論文、同「西撰一向一揆と荒木村重」(『寺内町研究』四、一九九九年)、同「荒木村重と織田政権」(『地域研究いたみ』四〇号、二〇一一年)、同「荒木村重の摂津支配と謀反」(増補版 戦国期三好政権の研究』清文堂、二〇一五年)。
- (57) 「香川文書」一〇号(『広島県史』古代中世資料編五)、「池田家履歴略記」(『荒木村重史料』(伊丹資料叢書四)七荒木村重関係後代記録)、「三重」二〇〇号。
- (58) 『信長文書』八五二号・八五三号「参考」史料。
- (59) この間花隈城主で村重一族の荒木元清は、毛利氏の有力部将乃美宗勝とともに退城している。(『萩藩閥閥録』二巻、三九桂善左衛門二二二号) 天野忠幸氏は、村重の反乱から花隈城落城までの摂津における反信長の戦いを

支えたのは、摂津の村々の百姓であったと指摘する。(註(56) 天野前掲論文「西撰一向一揆と荒木村重」、「荒木村重と織田政権」、「荒木村重の摂津支配と謀反」)。

(60) 神田千里『戦争の日本史一四 一向一揆と石山合戦』(吉川弘文館、二〇〇七年)一七九―一八〇頁。『仙台市史』資料編一〇、二二一頁。神田氏は同じ脈略で、人質を見殺しにして逃亡するというルール違反を犯した村重に対して、武士失格の宣言をするために、信長がその一族・家臣を皆殺しにしたという理論を展開している。(同書二四―二五頁、同『信長と石山合戦 中世の信仰と一揆』吉川弘文館、一九九五年、一七九―一八四頁)。
だが、村重がルール違反を犯したのなら、尼崎・花隈城の城兵や籠城戦に加わった百姓が真っ先に村重を見限ったであろう。

(61) 註(56) 天野前掲論文「荒木村重と織田政権」、中田正光『伊達政宗の戦鬪部隊』(洋泉社、二〇一三年)九二―一〇一頁。

(62) 越前再征時に本願寺門徒は成敗対象とされたが、その後高田派門徒になることで赦免される。(『稱名寺文書』七・八号『福井』七)、根切対象だった本願寺に対しては、鬱憤を散らすことすらできず、天正四年(一五七六)「坊主以下用ニも立候者」を除く籠城していた男女で退城した者は赦免するとの通達を出している。(『信長文書』六三四・六三五号)。

(63) 註(54) 天野前掲論文「荒木村重の戦いと尼崎城」、天野氏は、同論文で、村重が尼崎・花隈城の明け渡しを拒絶した理由として、長島一揆や播磨上月城に象徴される開城後におこなわれた非戦闘員の虐殺をあげている。信長に対する強い不信任は、上杉氏家臣で信長との交渉の使者だった長景連も抱いている。景連は天正一〇年(一五八二)五月に不利な戦況下で能登に出撃し榑木城に籠もったが、織田方の長連龍との合戦で討死した。その直前に「扱景連一身令切腹、家中之者共迄身上可有安泰之旨、自何令満足候、上方之義者不実候、先証多候間、幾も家来之者共各以稔、已相果候様ニ候者、

愚人事者可得其意候」と自分が切腹することで、家臣の助命も考えたが、信長のやり方は信用できないと胸中を打ち明けている。(『上越市史』別編一、一三二―一四一頁、『七尾』四五号) 度重なる殲滅・殺戮により、信長への疑念が払拭されることはなかったのである。

(64) 『家忠日記』天正九年正月三日条、『信長公記』卷一四、『静岡県史』資料編八、一三七〇―一三七六号。

(65) 『家忠日記』天正九年三月二三日・三月二三日条。

(66) 『信長公記』卷一五、『家忠日記』天正一〇年二月六日・二月一日・二月二〇日・二月二九日条、『三河物語』、『寛永諸家系図伝』三枝部氏、『寛政重修諸家譜』三五六・一〇四八。

(67) 『佐野てる子家文書』四号『福井』三。

(68) 『上越市史』別編二、二四二四・二四二八・二四四〇・二七一九・二七二五・二七九三号。

(69) 藤本政行『逆転の日本史』(戦国合戦、本当はこうだった) (洋泉社、一九九七年)五二―五七頁。

(70) 『上越市史』別編二、二七二五号。

訂正

PDF版の公開に際し、以下のように本文を訂正した。(二〇一七年九月一日) 〇30頁上段13行目 「二日前」を「二日後」に訂正